

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.22



令和7年10月6日

行きたいけど、行けない

この富洲原中だよりは、配付するときに教室で一緒に読んでください。

配付期間: 10月6日(月)～10月10日(金)

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）には、教育に関する大切な考え方が書かれています。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。（ユニセフ版）

日本では小学校と中学校の9年間を義務教育としています。これは国や保護者の義務であり、子ども自身の義務ではありません。子どもにとっては「教育を受ける権利」があるのです。

小中学校に長い期間行けない状況は、「教育を受ける権利」だけでなく「育つ権利」（第6条）が十分に守られない状況ともいえます。

学校外の学び

近年、学校に行けない子どもが全国的に増えています。行けない理由の多くは「不安」だと思いますが、本人の中ではっきりしないことも多く、複雑であると感じます。

富洲原中学校では、生徒のみなさんが「安心して学び、成長できる場」であることを大切にしています。そのために、ご家族や専門機関とも連携しながら、一人ひとりに寄り添っていきたいと考えています。

不登校以外にも、病気やケガのために、病院や自宅で治療を続ける子どももいます。

このような中、学校外の学び（フリースクール、オンライン教育、自宅学習）を公的に認めていく動きも進んでいます。

オンライン授業

欠席が長く続いている生徒については、ご家庭と相談しながら、教室の授業に自宅からタブレットで参加できるようにしています。現在は機材の関係で、各学年のA組かB組の教室からオンラインをつないでいますが、今後は順次、自分のクラスからのオンライン接続に切り替えていきます。

オンラインで参加できる授業・できない授業については、事前にスクールライフノートでお知らせします。（できない場合のみ「×」を記入）10月14日（火）から実施予定です。

フリースクール

フリースクールは、主に不登校の生徒や学校に馴染みにくい生徒のために設けられた「居場所」であり「学校外の学びの場」です。法律上の学校ではありませんが、子どもにとって大切な学びと成長の場として、社会の中で広く認められています。

出席日数の取り扱い

オンライン授業やフリースクールで学んだことは、指導要録上「出席」として扱うことができます。これは四日市市教育委員会のガイドラインにも定められています。

出席簿や通知表（これは出席簿データを反映します。）では欠席として記録されますが、公式な記録である指導要録には「出席〇〇日（内オンライン授業〇〇日）」のように記録されます。

オンライン授業やフリースクールで学ぶ日も、まずは欠席のご連絡をホームアンドスクールをお願いします。その際に、その日のオンライン参加予定などもあわせてお知らせください。

指導要録上の出席扱いの要件や、対象となるフリースクールについて相談されたい場合は、遠慮なく担任にご連絡ください。

教室で学ぶ生徒たちへ

学校に行きたくても行けない状況にある人がいます。理由は人それぞれで、外からはわからないこともあります。決して、努力が足りないではありません。

教室にいなくても、さくら教室への登校や放課後の登校、あるいは自宅学習など努力を続けている人たちもみなさんのなかまであることを忘れないでほしいと思います。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

